

精神障害者割引制度の導入について

令和7年4月1日より、JRグループにおいて精神障害者割引制度（以下「割引制度」という）が導入されます。割引制度を受ける際には、第1種又は第2種の記載と顔写真の貼付のある精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という）が必要となります。

第1種又は第2種の記載がない手帳には、障害福祉課の窓口で追記する手続きが必要となります。

また、顔写真の貼付がない手帳には、顔写真の貼付による手帳の再交付手続きが必要です（再交付には約2か月かかります）。

尚、有効期限の切れた手帳では、割引制度を受けられませんのでご注意ください。

記

対象および割引内容

対象	割引対象	割引率
第1種の精神障害者とその介護者	普通乗車券、回数券、普通急行券	5割
第1種の精神障害者とその介護者 または12歳未満の第2種の精神障害児とその介護者	定期券（小児を除く）	
第1種・第2種の精神障害者が単独で利用する場合	普通乗車券（片道100Kmを超える場合のみ）	

窓口

JR各駅等（料金支払時に手帳を提示してください。）